

外部評価結果報告書(令和6年度)

2025 年 3 月 31 日

〒 170-0004

所在地 東京都豊島区北大塚2-24-5 ステーションフロントタワー2F

評価機関名 株式会社 地域計画連合

認証評価機関番号

機構 02 - 002

電話番号 03-5974-2021

代表者氏名 江田 隆三

印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・ 評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	修了者番号
	①	姫野 亜紀	経営	H0201025
	②	齋藤 弘昭	福祉	H0401003
	③	渡辺 亜矢子	経営	H1501001
	④			
	⑤			
	⑥			
福祉サービス種別	一時保護所			
評価対象事業所名称	八王子児童相談所 一時保護所			
事業所連絡先	〒	193-0931		
	所在地	東京都八王子市台町3-17-30		
事業所代表者氏名	松葉 一顕			
契約日	2024 年 7 月 8 日			
利用者調査票配付日(実施日)	2024 年 10 月 1 日			
利用者調査結果報告日	2024 年 11 月 6 日			
自己評価の調査票配付日	2024 年 10 月 1 日			
自己評価結果報告日	2024 年 11 月 6 日			
訪問調査日	2024 年 11 月 12 日			
評価合議日	2024 年 11 月 12 日			
コメント (利用者調査・事業評価の 工夫点、補助者・専門家等 の活用、第三者性確保の ための措置などを記入)	・事前説明にあたっては、今回の外部評価の手法について、独自資料を用意した。 ・分析シートは記入のポイントを用意し、効果的、効率的に情報が整理できるよう工夫を行っている。 ・確認根拠資料は、訪問調査の概ね3週間前までに評価機関への提出を依頼し、訪問調査を実施し、当日は、事業所の課題や良い点を把握するためのヒアリングに重点を置いて実施している。 ・合議は、訪問調査終了後、同じ日のうちに、速やかに実施している。			

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。

2025 年 月 日

事業者代表者氏名

印

1	理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）
	事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述 （関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定） 1)児童の人権尊重 2)安全で安心できる生活 3)適切な支援構築 4)意見表明権の尊重 5)各部門との連携
2	期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）
	（1）職員に求めている人材像や役割 保護を要する児童は、保護者による家庭内での養育が困難な児童のほか、被虐待、家出、不登校、家庭内暴力、非行など難しい問題を抱えた児童も多く含まれているため、これらの児童の養護と援助に当たる職員は、高い専門性を求められている。
	（2）職員に期待すること（職員に持って欲しい使命感） 児童相談所職員に求められる倫理と専門性に基づいて、保護する児童の安全と安心を確保し、最善のサービスを提供する。

調査対象

調査日の前々日(令和6年9月29日)までの当該施設入所者を対象とした。

調査方法

小学生については個別面接調査法。調査員が個別に聞き取りで調査を実施した。中学生以上については自記式。調査員立会いのもと、本人が記入しその場で回収する方法とした。

利用者総数

58

	アンケート	聞き取り	無回答	計
回答者数	40	11	0	51
割合	69%	19%	0%	88%

利用者調査全体のコメント

総合満足度(とてもよい、ややよいを合計した割合)は、(40%、20人)となっている。

●各設問のうち、「はい」の比率が高かった上位は、以下の項目であった。

問13. あなたが保護所でできることやしてもよいことについて職員はわかりやすく教えてくれましたか
(84%、43人)

問4. 保護所での、日課に沿った規則正しい生活に慣れましたか

問6. 保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか

問18. 職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか
(各々 75%、38人)

利用者調査結果

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いいない	いいえ	無回答 非該当
1. 食事の時間が楽しいひとときになっているか (食事の時間は楽しみですか)	31	14	5	1
ご飯が美味しい。食べると元気が出る。食べるのが好き。家ではあまり食べない。スイーツをよく食べた。リクエスト給食が好き。食事が美味しいので毎日ワクワクする。朝のパンが美味しい。美味しい、ラーメンが美味しい。などの意見があった。				
2. 食べられるものの広がり (食べたことがないものや嫌いなものでも、おいしく食べられるようになりましたか)	26	8	16	1
いちごジャムが好きになった。ここのは美味しい。ここに来てから健康を気にするようになった。嫌いな物がないので大丈夫です。などの意見があった。				

3. 学習の分かりやすさ (学習はわかりやすくて楽しいですか)	23	17	10	1
進捗調査をして自分に合うようにしてくれているので分かりやすい。まあ楽しい。 心理の授業、相手の心を考えることを意識するようになった。 学校で覚えられなかったことをやっている。日によって変わるので楽しい。 などの意見があった。				
4. 規則正しい生活ができるようになったか (ここに来てから、規則正しい生活ができるようになりましたか)	38	8	4	1
寝る時は寝付けないが、朝はパーツと起きれる。 時間通りに動けるようになってきた。 自然に慣れていました。 などの意見があった。				
5. 保護所生活での楽しみ (保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動など))	32	8	10	1
1時15分～2時に小学生が集まって勉強する時間がある。それが楽しい、面白い。 土日に秋の制作をするのが楽しい。切り絵が好き。廊下に貼り出してくれる。 運動が楽しいです。あと勉強です。 などの意見があった。				
6. 保護所の日課やルールについて、必要性が理解できたか (保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか)	38	9	2	2
担任の先生が説明してくれた。納得している。 決まりや約束は守らなければいけないと思っている。 皆が気持ち良く生活する為。 などの意見があった。				
7. 病気やけがの対応の信頼性 (身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか)	32	17	1	1
アイス棒とか食事を持って来てくれた。熱が出た時。 運動で走りすぎて気持ち悪くなった時に休ませてくれた。 風邪をひいて病児用の部屋に行った。薬が効いた。 などの意見があった。				
8. 施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか (居室やホール、食堂・浴室・トイレ(共有スペース)は清潔ですか)	30	10	8	3
いつも綺麗。 清潔だと思う。 汚くはない。 などの意見があった。				

9. 子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか(子供同士の関係調整) (子ども同士の関係がうまくいくように、(いやなことが起きないように)職員が対応してくれますか(実際に聞いてもらえてますか))	33	13	3	2
大体上手くいっている。嫌なことがあったときに後で話したらすぐ話せば対処出来ると教えてくれた。 喧嘩になった時、職員の人々が注意してくれた。 嫌なことが起きてないから対応してると思う。 などの意見があった。				
10. 今後に向けた自分の状況や要望の聞き入れ (自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて、職員に聞いてもらえていますか)	35	8	7	1
話したら聞いてくれそう。 まだ言ったことないけど、聞いてもらえそう。 もう1か月位はここに居たい。小説のノートとかを完成させたい。 などの意見があった。				
11. 児童の状況や要望を十分把握し、援助がなされている (職員はあなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか))	32	12	6	1
行きたい小学校の近くの施設に入りたいと希望を言うと話を聞いてくれた。 相談したことないけど、言えば助けてくれそう。 相談に乗ってくれて保護所でどういう生活をすれば良いかなど教えてくれる。 などの意見があった。				
12. 将来に向けた支援の成果 (【小学生以上】保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながった(できなかったことができるようになった)ことがありますか)	31	7	11	2
時計が読めるようになった。九九が出来るようになった。 ここへ来てから運動して元気になった。これからも続けたい。 ちょっとは物事をポジティブに考えられるようになった。 などの意見があった。				
13. 自らの権利について、職員はわかりやすく教えてくれたか (あなたが、保護所でできることやしてもよいことについて職員はわかりやすく教えてくれますか)	43	6	2	0
個人情報や人に言うてはいけないことなど教えてくれた。分からないこともある。 フリーの時間は折り紙、パズル、休憩、自主練、読書など。 詳しくは覚えてないけど、説明してくれた。 などの意見があった。				
14. 子どもの気持ちを尊重した対応がされているか (不安(心配なこと)を感じたときに、職員は話を聞いてくれますか(実際に聞いてくれますか))	34	12	5	0
今までなかった。あれば聞いてくれそう。 今まで心配ごとはないけど、話したら聞いてくれそう。 聞いてくれそう。 などの意見があった。				

15. プライバシーは守られているか (「あなたが内緒にしたいこと」はきちんと守られていますか)	34	15	0	2
そう信じています。 秘密にして欲しいことは人に話さないけど、守ってくれそう。 秘密にしていることはない。秘密を言ったことがない。 などの意見があった。				
16. 児童の苦情申し出等への十分な対応 (困ったことなどがあつたとき、担当の職員以外にも話せたり、伝えたりできそうですか(実際に話していますか))	34	11	6	0
いると思う。 第三者委員を知っている。本について話したことがある。おすすめの本を教えてくれた。 それが普通だと思う。 などの意見があった。				
17. 不満・要望への対応 (職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとか、してほしいなあと思ったこと)について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか))	33	10	7	1
言えば聞いてくれそう。 実際に話したことないけど、聞いてくれそう。 などの意見があった。				
18. 信頼できる職員か (職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか)	38	11	2	0
丁寧な人もいるし、そうでない人もいる。 話しやすくて楽。 怒鳴られたことはない。 などの意見があった。				

Ⅰ. 組織マネジメント項目（カテゴリー1～5、7、8）

1. リーダーシップと意思決定

1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

評価項目 1-1-1		
一時保護所が目指している（理念・基本方針など）を明確化・周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を明示している
○	2	一時保護所が目指していること(理念・、基本方針など)、児童相談所で働く全ての職員の理解が深まるような取り組みをしている
○	3	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童の理解が深まるような取り組みをしている
○	4	重要な意思決定や判断に迷ったときに、一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を思い起こすことができる取り組みを行っている(会議中に確認できるなど)
評価項目 1-1-2		
管理・監督職は自らの役割と責任を職員に対して表明し、保護所をリードしている		
○×欄	標準項目	
○	1	管理・監督職は自らの役割と責任を職員につたえている
○	2	管理・監督職は、自らの役割と責任に基づいて行動している

評価項目 1-1-3

重要な案件について、管理・監督職は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している

○×欄	標準項目	
○	1	重要な案件を検討し、決定する手順があらかじめ決まっている
○	2	重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している
○	3	関係機関に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を周知している。

カテゴリー1の講評

●理念・方針には、「児童の人権尊重」「安全で安心できる生活」を掲げ、可能な改善を進めている

・八王子児童相談所一時保護所には、児童の最善の利益と安全確保のため、一時的に親子分離された小学生から高校生までの児童を保護している。様々な特性の児童が増える中、受入れ定数40名に対し、令和6年10月10日現在、60名の児童が保護されていた。
 ・居室は共用部屋で、感染症の隔離部屋も必要であり、児童は廊下で学習したり、仮設のベッドで寝起きする状況に陥ることもある。
 ・厳しい環境の中で、定数内の運営、住環境の整備、定期的な職員採用と人材育成などの課題を見据え、保護所職員の不断の改善、健闘が一時保護所を支えている。

●保護課長、保護担当課長代理の連携により、児童相談所一時保護所としての意思決定が円滑化している

・保護課の係分担一覧において役割を整理し、保護課を統括し対外調整を担う保護課長、係業務を総括する保護担当課長代理の役割を明示している。保護課長の配置により、相談部門と一時保護所の連絡調整のチャンネルを充実させ、児童相談所一時保護所としての意思決定を円滑化している。
 ・また、保護課長の着任と同時に、「保護所全体会議」を定例化し、保安に当たる職員を除き、正規職員全員が出席する仕組みとし、一時保護所での意思決定を行っている。生活フロアが1、2階に別れるため、2回開催する会議があるが、効率化を考え共通の議題は合同で説明するなど、工夫をしている。

●理念・基本方針は、到達したい支援の姿と道筋を伝える大切な概念として、更なる全職員の共通理解を進めたい

・一時保護所の理念・方針については、保護所内の掲示、一時保護所ハンドブックの配付、新任・転入職員にはオリエンテーションでの説明、保護所全体会議での「令和6年度保護課方針」の説明の機会を設けている。
 ・一方、職員自己評価の結果では、理念・基本方針への理解が深まる取り組みについて、一部の職員について、更なる改善の余地が伺われた。
 ・会議議事録の閲覧は可能になっているものの、児童の処遇に関わる一般職員や、会計年度任用職員について、会議等で受け取る情報や振り返る機会の偏りが無いかなど、継続的な工夫が期待される。

カテゴリー 2 経営における社会的責任

サブカテゴリー1 福祉サービス従事者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

評価項目 2-1-1		
福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護に従事する者として守るべき法・規範・倫理を明示している
○	2	全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる

評価項目 2-1-2		
外部評価の結果公表、情報提供などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
○×欄	標準項目	
○	1	外部による評価の結果公表、情報開示などにより、開かれた組織となるように取り組んでいる
○	2	「児童相談所のしおり」や「みんなの力で防ごう 児童虐待」等のパンフレットを活用して、地域社会に一時保護所に関する情報を提供している

サブカテゴリー2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

評価項目 2-2-1		
事業所の機能や福祉の専門性を活かした取り組みがある		
○×欄	標準項目	
○	1	実習生の受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)

評価項目 2-2-2		
ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している		
○×欄	標準項目	
○	1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している
○	2	ボランティアの受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引きの作成など)
○	3	ボランティアに対し、児童のプライバシーの尊重やその他の留意事項などを伝えている
○	4	日々の活動報告を受けたり意見交換会を実施したりするなど、職員とボランティアとの間で十分な意見交換がなされている

評価項目 2-2-3

地域との関係機関との連携を図っている

○×欄	標準項目	
○	1	関係機関との連携強化に加え、関係機関との会議やケース毎の情報交換などに、保護所職員が参画できる体制を整えている
カテゴリー2の講評		
●今後、一時保護所職員の日常業務に深く関わる子どもの人権や意見表明権について学ぶ機会が増えるとい		
・「一時保護所ハンドブック(四訂版)」には関係法令を踏まえ、一時保護の目的と特徴、援助の理念と職員に求められる姿勢等を示している。また、職員倫理綱領、児童憲章を公務室内に掲示している。 ・規範・倫理への理解を深めるため、令和6年度の福祉局・保健医療局課題別研修として、公務員の理念、基本姿勢を認識し、コンプライアンスの徹底、幅広く人権への理解を促す悉皆研修を、会計年度任用職員も含め行っている。 ・職員の日常業務に深く関わる事柄として、特に中堅以上の職員について、子どもの人権(不適切な関わり)や意見表明権、プライバシー保護をより具体的に学ぶ機会が充実されるとよい。		
●関係機関からの実習生受け入れや、地域の児童養護施設等との協議会で、円滑な保護のための連携強化を図っている		
・一時保護の機能や保護されている児童の状況を理解して支援に役立てるため、定員超過の中でも、児童相談所の関係機関から年間41名の実習生を受入れている。対象は、在宅指導などで児童相談所との関わりの深い子ども家庭支援センター職員、都立児童相談所の児童福祉司、身柄付き通告などで連携する警視庁生活安全部等である。 ・地域の児童養護施設との連絡協議会や警察・子ども家庭支援センターとの連絡会にも管理・監督職が出席し、保護所の状況を報告している。 ・児童相談所の援助方針会議には保護課長が毎週出席し、情報共有を開始している。		
●定員超過の中でも、受入れ体制を整え、ボランティア活動の再開などで保護所を外部に開いている		
・コロナ禍で中止していたボランティアの受入れを本格的に再開し、ボランティアサークルや関わりのあった大学、職員の紹介者の活動参加を依頼している。 ・保護担当課長代理を窓口として、ボランティアの受入れ体制、受入れ要綱を整えている。面談の上で、個人の参加希望にも対応している。また、受入れ後には活動記録を提出させ振り返りを行っている。 ・現在は、学習ボランティアが中心であり、短期的な活動の希望も多い。今後、中長期的に継続的に関わっていただけるボランティアが増えていくことが望ましいと考え、その確保策を模索している。		

カテゴリー 3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

サブカテゴリー1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

評価項目 3-1-1		
児童の意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる
○	2	担当児童相談所（相談部門）と連携し、児童が職員以外の外部に訴えや相談できることを、わかりやすく説明している
○	3	必要な時は、担当の児童福祉司に相談できることを児童に伝えている
○	4	日頃の声掛けなどを通して、児童の要望や苦情を把握している
評価項目 3-1-2		
児童の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	児童へのアンケート等、一時保護所側からの働きかけにより意見や要望を把握することに取り組んでいる
○	2	把握した児童の意見や要望を整理し、児童から見た一時保護所の現状や問題を把握している
○	3	児童の意見や要望をサービス向上につなげることに取り組んでいる

評価項目 3-1-3

地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している

○×欄	標準項目
○	1 福祉事業全体の動向を保護所内で共有し、適宜、意見交換などをして理解を深め、一時保護所運営の参考になるようにしている

カテゴリー 3 の講評

●様々な専門性の立場から、子どもの意向や要望を把握する仕組みを整え、改善に役立てている

・定期的な保護所内での子どもアンケート、毎年の外部評価での利用者調査、ご意見箱など、多様な意見要望の把握が継続されている事に加え、毎月2回、弁護士の第三者委員の来所による希望児童との面談および結果のフィードバックが定着している。
 ・第三者委員については、面談ができることを広く児童に開示するため、今年度、当保護所内にポスターを掲示していて、第三者委員来所の当日に、面談の希望を取って実施している。
 ・また、「保護所医療ケア相談枠モデル事業」によって、一時保護所心理課長代理が窓口となる相談体制も整備している。

●ケースワークに係る要望については、相談部門とも連携して、児童への速やかなフィードバックの仕組みづくりが求められる

・児童の要望のうち、ケースワークに係るものについては、多忙を極める担当の児童福祉司に迅速な対応を依頼している段階である。相談部門の児童福祉司との合同会議が半年に1度開催されるようになり、協議の道は開かれた。
 ・様々な子どもの意見の把握が行われているが、子どもアンケートの内容は、毎年の外部評価との項目の重複もあり、今後は見直しも考えられる。
 ・児童の意見等に対しては、実現したことがわかるようにすることや、実現が難しい場合にその理由を納得させる責任を果たしたいと考えている。今年度の利用者満足度は改善傾向にある。

●子ども会議については、形式よりも、児童が意見を表明する意味を伝える関わりから始めて行けるとよい

・児童から把握した意見や要望については、できるところから改善に取り組んでおり、購入する物品の把握や、食事のメニューなどに反映しており、反映したことも保護所内に掲示するなどして児童にも伝えている。
 ・また、子どもアンケートの結果は、職員の援助技術向上や学習の充実など運営の質の向上にも活かしている。
 ・子どもの意見から運営の質の見直しにつながった場合、児童の意見が一時保護所の運営に役立っていることを、意見を述べた事への感謝とともに児童に伝えて、意見を表明する意味(子ども会議)を理解できる機会があるとよい。

カテゴリー 4 計画の策定と着実な実行

サブカテゴリー 1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

評価項目 4-1-1		
取り組み期間に応じた課題・計画を策定（協力）している		
○×欄	標準項目	
○	1	中・長期計画の策定に、保護所の理念や実態が適切に反映されるよう、適宜必要な意見を伝えている
○	2	中・長期計画を踏まえ、年度単位で事業計画や組織目標を策定している
○	3	短期の活動・行事等についても、計画的(担当者・スケジュールの策定など)に取り組んでいる
評価項目 4-1-2		
多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している		
○×欄	標準項目	
○	1	課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている(全体会での次年度計画の検討など)
○	2	課題の明確化、計画の策定に当たり、現場の意向を反映できるようにしている(会議での次年度計画の検討など)
○	3	計画は、サービスの現状(児童の意向・地域の福祉ニーズや事業環境など)を踏まえて策定している
○	4	計画は想定されるリスク(児童への影響、職員への業務負担、必要経費の増大など)を踏まえて策定している
評価項目 4-1-3		
着実な計画の実行に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	計画推進の方法(体制、職員の役割や活動内容など)を明示している
○	2	計画推進に当たり、より高い成果が得られるように一時保護所内外の先進事例・困難事例を参考にするなどの取り組みを行っている
○	3	計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している
○	4	計画推進に当たり、進捗状況を確認し(半月・月単位など)、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる

サブカテゴリー2 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

評価項目 4-2-1

児童の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童の安全の確保・向上を図るため、関係機関との連携や所内の役割分担を明示している
○	2	事故、感染症、侵入、災害などの事例や情報を組織として収集し、職員間で共有し、予防策を講じている
○	3	事故、感染症、侵入、災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、児童、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている
○	4	事故、感染症、侵入などの被害が発生したときは、要因を分析し、再発防止に取り組んでいる

カテゴリー4の講評

●着実な改善を進めてきた児童相談所一時保護所として、今後の建て替えに際し、把握した住環境上の課題や、職員の要望の反映が期待される

・定員超過の常態化の改善は簡単ではないが、東京都一時保護所の条例化検討が進められ、管理職配置、職員増員、心理指導担当課長代理や看護師配置は進展している。
 ・施設入所には、受入れ側のキャパシティの課題もあり、保護期間長期化は依然続いているが、相談部門の会議に保護課長が出席し、一時保護の進行管理状況の共有が進み、協議ができる体制となっている。
 ・老朽化、狭隘化している当保護所は、近年中に仮設への移転や建て替え計画を控えているが、好機として、当保護所として把握した住環境上の課題や、職員の要望の反映が期待される。

●児童相談所一時保護所としての重点項目に対応する実施体制や役割分担を明確にすることが求められる

・児童相談所ごとに、年度単位で事業計画や組織目標を作成しており、一時保護所については、保護課の枠で、重点目標、および重点目標を踏まえた運営方針、年間計画を明示している。
 ・事業計画、組織目標の作成にあたっては、新たに配置された保護課長が保護担当課長代理とともに、一時保護所の現状を把握し、計画に実態を反映している。
 ・一方、計画の実行を担う一時保護所としての組織体制・役割は係分担表に整理しているが、係業務は日課遂行をベースとしているため、中長期的な重点課題との対応関係がわかる組織体制、役割分担が必要である。

●一時保護所の現場が、安全確保に体系的に取り組む体制、進行管理の仕組みが特に必要である

・今年度の事業計画の重点目標には、「安心・安全を実感できる生活の確保を図り、進行管理を徹底し保護期間の適正化を図る」としているが、定員超過等、依然環境は厳しい。
 ・「保護課の機能強化」から、子どもの安全や安心に関わる内容を抽出すると、「不適応行動に対する背景の心理的な理解、適切な支援」、「無断外出や粗暴行為に対する関係機関との連携」「アレルギーや服薬管理についての情報収集と点検確認の徹底」等がある。
 ・様々な安全上の課題が発生する一時保護所には、個別ケースの分析に加え、安全確保に体系的に取り組む体制、進行管理の仕組みが必要である。

カテゴリー 5 職員と組織の能力向上

サブカテゴリー1 一時保護所が目指している運営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

評価項目 5-1-1		
一時保護所にとって必要な人材構成にしている		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の理念・実態を踏まえ、必要な人材像や数を明確にし、適材適所の配置ができるように取り組んでいる(働きかけている)

評価項目 5-1-2		
職員の質の向上に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している
○	2	一時保護所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき、策定された個人別の育成(研修)計画や各職員の業務の遂行状況等を踏まえ、職員育成に必要な支援をしている
○	3	職員の研修成果を確認し(研修時、研修直後、研修数か月後など)、研修が本人の育成に役立ったかを確認している

サブカテゴリー2 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる

評価項目 5-2-1		
職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している
○	2	職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに学ぶことに取り組んでいる
○	3	職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる

評価項目 5-2-2

職員のやる気向上に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の特性を踏まえ、職員の育成・評価などが連動した人材マネジメントを行っている
○	2	就業状況(勤務時間や休暇取得、疲労、ストレスなど)を把握し、改善に取り組んでいる
○	3	職員の意識を把握し、やる気と働きがいの向上に取り組んでいる
○	4	福利厚生制度の充実に取り組んでいる

カテゴリー 5 の講評

●人材育成については、職員一人ひとりの研修受講内容や受講状況の把握が求められる

・一時保護所に必要な人材像や人数を本庁に伝え、適材適所の配置になるよう働きかけている。着実に職員の増員が進展しており、管理職の配置、正規職員の専門職配置、世代の入れ替わりなどが進展している。
 ・こうした中で、新任職員や新人職員など、2～3年目までの職員に向けた研修は、体系化され充実して来ている一方、ベテラン中堅職員についての研修によるリスクリングが課題との認識を持っている。
 ・管理職、監督職には、職員の専門職としての支援のあり方や姿勢に対する考え方を再構築する研修の周知や職員毎の受講状況の把握が求められる。

●困窮度の高い児童の支援には高い専門性が必要と認識し、虐待防止学会への職員派遣にも取り組んでいる

・保護所に入所する児童について、発達障害や知的障害、精神疾患を抱える割合が増加し、支援の困難さに直結している。また、児童通告の割合が7割に達している点も、当一時保護所の特徴となっている。
 ・管理職、監督職は、一時保護所の支援には、高い専門性が必要であることを認識しており、定員超過の常態化などで職員体制が厳しい中でも、虐待防止学会(学会会議)への職員派遣を推奨している。
 ・また、当一時保護所に、心理指導担当課長代理も配置されており、児童の安心確保に向け、保護担当課長代理と密に連携した専門性の発揮に取り組んでいる。

●児童対応により、傷つきを受ける職員に対する安全確保、メンタルケアが重要である

・児童対応の中で、傷つきを受ける職員も多く、職員のメンタルケアも重要な課題となっている。必要に応じて保護所職員を対象に保護所心理指導担当によるストレスチェックを行っているが、これを継続するとともに、管理職・監督職による日常的なサポートも欠かせない。
 ・事故は発生すれば、児童、職員の双方に影響が大きい。事故が発生する前の予防・予知につながるよう、安全管理の面からも、また、心身の安全を確保する方策についても、具体化して行くことを求めたい。
 ・安全対策委員会などの体系的かつ組織的な取り組みが必要と思われる。

カテゴリー 7 情報の保護・共有

サブカテゴリー 1 情報の保護・共有に取り組んでいる

評価項目 7-1-1

一時保護所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス制限を設定している
○	2	収集した情報は、必要な人が必要ときに活用できるように整理・保管している
○	3	保管している情報の状況を把握し、使いやすいように更新している

評価項目 7-1-2

個人情報、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所で扱っている個人情報の利用目的を明示している
○	2	個人情報の保護に関する規定を明示している
○	3	開示請求に対する対応方法を明示している
○	4	個人情報の保護について職員(実習生やボランティアを含む)が理解し行動できるための取り組みを行っている

カテゴリー 7 の講評

●保護課の組織目標を一時保護所運営に落とし込むための経営情報の共有がより一層求められる

・当一時保護所の更なる質の向上に資する情報として、事業計画に組織目標(重点目標)が明示されているが、その実行を担う一時保護所職員の行動に落とし込むため、組織目標と係業務目標の整合がより進むような情報提供が求められる。
 ・カテゴリー4の計画の着実な実行においても言及しているが、現在の係業務は、主に日課の遂行を目的として設定されており、保護課としての機能強化の中長期的課題には対応しづらい。
 ・保護課内の組織体制の見直しも含め、組織目標(経営情報)の共有が保護所全体に行き渡る取組みが求められる。

●法令や東京都の基準などに則り、適切な個人情報の保護に努めている

・個人情報保護に関して、個人情報保護条例、一時保護所運営の手引き、東京都サイバーセキュリティ基本方針に則り、その利用目的を明示し、適切な対応に努めている。開示請求に対しては、具体的な手続きを担当局の指導、助言を受けて、対応している。
 ・職員のみならず、実習生やボランティアにも活動に際して丁寧に説明している。
 ・東京都全体で職員に対するe-ラーニングでの研修や、メール配信での個人情報保護の注意喚起などが行われている。東京都児童相談所全体で、個人情報に関する事故などは、速やかに共有して意識を高めている。

Ⅱ サービス提供のプロセス項目（カテゴリー 6－1～3、6－5～6）

サブカテゴリー1 サービス情報の提供

評価項目 6－1－1		
児童相談所(相談部門)に対して一時保護所の情報を提供している		
○×欄	標準項目	
-	1	＜児相センターの保護所のみ役割＞効率よく保護ができるよう、児童一人ひとりの入所期間や各保護所の入所状況を把握し、児童相談所(相談部門)に情報提供している
○	2	担当児童福祉司が児童や保護者に一時保護所の生活について、説明できるよう、パンフレットなど必要な情報を児童相談所(相談部門)へ提供している
サブカテゴリー 1 の講評		
●一時保護所は、相談部門との連携を図り、児童の安全確保と権利擁護を担い支援実践を進めていることを、様々な文書を通して伝えている ・東京都の「一時保護要領」によれば、一時保護所は「児童の安全を速やかに確保し、適切な保護を提供する機関」であり、同時に児童の心身の状況や置かれた環境の把握を目的として設置されている。 ・一時保護所の運営理念には、1.児童の人権の尊重、2.安全で安心できる生活の提供、3.適切な支援体制の構築、4.児童の意見を尊重する権利の保障、5.他部門との連携、6.専門性の向上への取り組み。この理念の実現には、児童が安全な環境で一定期間保護されること、および関係機関との協力体制が不可欠であるとされる。 ・また、「一時保護ガイドライン」と「一時保護所運営の手引き」には、一時保護所における生活の基本理念が明記されており、児童相談所の相談部門との緊密な連携と情報共有が重要であると示されている。		
●一時保護所の「しおり」や入所案内書などを活用し、その役割や生活内容を入所児童にわかりやすく説明している ・児童相談所では、「一時保護所ってなあに」や「しおり」などの入所案内書を用いて、担当の児童福祉司が入所する児童に一時保護所の役割や過ごし方を説明している。 ・また、保護が続く児童の情報を毎月各児童相談所に提供し、退所を促進するための支援を行っている。要保護児童の増加に応じ、関係児童相談所と連携しながら必要に応じて退所促進の通知を出している。 ・さらに、児童相談所の新規採用や異動職員を対象とした研修では、一時保護所の生活について説明が実施されている。 ・一方、パンフレットや「しおり」の内容は定期的に見直しが必要とされ、特に児童にとってわかりやすい資料を整備する必要性を自覚している。		

サブカテゴリー 2 サービスの開始・終了時の対応

評価項目 6-2-1

一時保護所入所にあたり児童に説明し、理解を得ている

○×欄	標準項目
○	1 児童が保護所での生活を理解できるように、基本ルール・重要な事項等を説明している（生活目標等との関わりから話す、児童が分かる表現を用いるなど）
○	2 担当児童福祉司と連携し、入所にあたり、入所理由や保護所での生活目標を児童と一緒に確認し、一時保護所での生活について動機づけを行い、児童の理解を得ている

評価項目 6-2-2

一時保護所入所及び退所の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

○×欄	標準項目
○	1 一時保護の開始時に、児童の支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している
○	2 入所（一時保護）直後には、児童の不安やストレスが軽減されるように支援を行っている
○	3 入所前の生活を踏まえ、退所後の生活を見据えた支援をしている
○	4 退所時には、担当児童相談所と連携し、児童や保護者の不安の軽減、及び支援の継続性に配慮した支援をしている

サブカテゴリー 2 の講評

●入所時面接は複数の職員が役割を分担し、児童への納得性の高い説明を行うなどの生活への導入を行っている

・入所時の面接では、保護担当課長代理と福祉職員が児童福祉司と共に対応している。必要に応じて看護職も同席し、服薬状況や既往歴の確認を行う。
 ・また、面接時には児童に対し、一時保護所の生活やルールの説明を実施している。入所理由や個別の生活目標の設定、入所後の生活への動機づけについては、担当の児童福祉司が中心となり、児童の理解度に合わせた説明を心がけている。
 ・一方で、緊急の一時保護や夜間の入所では、児童福祉司が同席できない場合があり、詳細な経緯の聞き取りや入所合意が難しい場合もある。そのような場合には、入所後の生活の安定に影響が出ることがあるため、できるだけ速やかに担当児童福祉司に連絡し、必要な情報を確認する体制を取っている。

●児童の個別性に配慮した関わりを進め、入所への児童の不安解消と生活安定を図っている

・入所した児童には、個別に担当の福祉職が配置され、個別面接や記録の整理を行っている。担当職員は、児童の不安や心配事に寄り添い、信頼関係を築くために努力している。
 ・児童が集団生活に合流する前には、個室で気持ちを落ち着ける時間を確保し、職員が積極的に声掛けを行い、情緒の安定をサポートしている。
 ・入所から1週間が経過すると、一時保護所の心理職が面談を行い、児童の不安や悩みを丁寧に聞き取り、生活で「気になること」などを確認して、専門職として不安やストレスの状態を把握するよう努めている。
 ・さらに、保護所での生活目標を児童と共に考え、目標達成を通じて、児童が希望する生活に近づけるよう話し合いを重ねている。

●保護期間中の丁寧な記録と職員連携により、入所から退所までの一連の支援を進めている

・一時保護開始時の記録は、一時保護連絡票や児相システムを確認し、所定の記録システムに正確に記載している。入所時の情報は一時保護の支援において重要であり、包括的にアセスメントを行い、必要に応じて担当の児童福祉司に問い合わせを行う。また、入所記録はすべての職員が内容を確認し、業務に反映させることが求められている。
 ・入所に際して、私物や私服の取り扱いについても対応しており、私服は保護中に預かり、行事などで着用できるようにしている。また、希望があればぬいぐるみを貸出し、児童の安心感を高める取り組みになっている。
 ・退所時には、児童が新生活を具体的にイメージし、心の準備が整うよう、児童福祉司や児童心理司と連携して支援を行っている。今年度には、関係機関との協力のもと、退所前のケース検討会議を開催することができ、退所準備の重要性が再確認された。今後もこのような会議の開催を継続することが期待される。

サブカテゴリー 3 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目 6-3-1

定められた手順に従って行動観察(アセスメント)を行い、児童の課題を個別の援助の場面ごとに明示している

○×欄	評価項目	
○	1	児童の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している
○	2	児童の一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している
○	3	行動観察(アセスメント)を定期的に見直すための手順を定めている
○	4	主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、適切に行動観察を行っている

評価項目 6-3-2

児童や保護者の入所前の生活、児童の意向、児童相談所(相談部門)との協議内容を踏まえ、主訴をふまえた行動観察の方針を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針は、担当児童福祉司の援助方針及び児童の希望を尊重して作成、見直しをしている
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針を、児童にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
○	3	主訴をふまえた行動観察の方針は、緊急に見直しをする場合も含めて見直しの時期・手順等の基準・しきみを定めたうえで、必要に応じて見直ししている

評価項目 6-3-3

児童に関する記録が行われ、管理体制を確立している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりに関する情報を過不足なく記録するしきみがある
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針に沿った具体的な支援内容と、その結果、児童の状況がどのように推移したのかについて具体的に記録している

評価項目 6-3-4

児童の状況等に関する情報を職員間で共有している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針の内容や個人の記録を、援助を担当する職員全てが共有し、活用している
○	2	申し送り・引継ぎ等により、児童に変化があった場合の情報を職員間で共有している

サブカテゴリー 3 の講評

●電子記録システムにより、児童の様子と支援方針を共有・確認している

・児童の記録は日常の様子や職員の対応を具体的に記載し、電子記録システムで管理している。一時保護所の心理職や看護職、学習指導職員は各専門分野に基づいた記録を行い、福祉職は日々の観察内容をまとめている。
 ・支援方針や観察方針は、入所1週目と3週目に行う観察会議で検討し、担当職員や管理職などが児童の包括的なアセスメント結果を元に議論している。観察会議の記録は残していないが、重要な課題分析および支援方針が検討されていることを考えると、関係職員が会議で検討された情報を共有できる仕組みを作ることが期待される。
 ・記録は保護所統一のシステムに入力され、全端末から閲覧可能で、職員間での情報共有が容易である。職員は業務開始前に各児童の記録を確認することが求められ、記録確認の履歴を可視化する仕組みの導入を期待する。

●丁寧な説明と個別支援により、児童の安心した生活開始を支援している

・職員は、児童に入所理由(主訴)を丁寧に確認し、一時保護所での生活を児童が納得して始めることが重要であると自覚している。児童の日記には「ここにきた理由を書いてください」と促す欄があり、各児童が自分の言葉で入所理由を記している。これにより、児童が入所についてどのように自己理解しているかを把握でき、支援目標を立てるための重要な情報となっている。入所理由が明確でない場合や、偏った理解をしている場合は、適切な支援につなげることが期待される。
 ・また、特に支援が必要な児童には、個別支援プログラムを実施している。これは不安の軽減や集団生活での課題解決、児童の要望に応じたものであり、一対一で対応することが可能である。個別支援プログラムは、児童が安心して生活するための重要な支援プログラムになっていることが確認できた。

●職員の毎日の定期的な引継ぎにより、児童の情報共有と安定支援を実現している

・一時保護所では、1日2回の引継ぎを実施し、心理職、学習指導職員、看護職が参加して児童の状況を共有している。引継ぎでは、行動観察の方針を確認するほか、心理職によるアセスメント情報、看護職からの健康状態、学習指導職員からの学習状況なども詳細に報告されている。
 ・引継ぎで特に重要とされるのは、入退所に関する状況の共有である。引継ぎ時には「一時保護所入所時の記録」や「個人ファイル」、「経過記録」などを確認し、正確な情報把握を行っている。出勤した職員は、これらの経過記録と引継ぎ記録の確認から業務を開始することが求められている。
 ・一方、引継ぎが長時間化したり、記録の読み込みに時間がかかることが課題となっており、管理職は引継ぎ時間の効率化を図りたいと考えている。また、児童の心情の変化を把握し共有することは児童の安定に欠かせないため、記録の電子化を進め、さらなる情報共有の迅速化を目指している。

サブカテゴリー 4 サービスの実施

評価項目 6-4-1

個別の主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、落ち着いた生活が営めるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一人ひとりの児童の保護目的や一時保護中の援助方針に応じた支援を行っている
○	2	児童一人ひとりに合った方法で、児童と職員の信頼関係を構築するために受容的、支持的な関わりをしている
○	3	児童一人ひとりの自立に向けて、担当児童相談所と連携を取って、支援を行っている
○	4	退所後の生活(家庭復帰、転居を伴う引き取り、施設入所、里親委託など)の開始に向けて、新生活(家庭、学校、友人など)のイメージ作りや目標設定など、個々の児童に合わせて必要な援助をしている

評価項目 1 の講評

●保護目的に基づき、支援方針の確認と信頼関係の構築を行っている

・児童の保護目的に沿って、支援方針や行動観察の目標を確認している。また、児童の育成歴や家庭環境に関する情報を把握することは重要であり、担当児童福祉司からの情報を丁寧に収集している。

・児童の担当である福祉職員は、個別面談や個別対応、小集団での活動などを通じて、児童との関係構築を進めている。児童が安定した生活を送るためには職員との信頼関係が重要であると認識し、児童の気持ちを受け止める機会を多く設ける支援を行っている。

・たとえば、復学後に自立した生活を送りたいと希望する児童には、保護所の日課の中で自己管理できるよう生活時間の管理プログラムを共に考え、実施する取り組みを行った。

●児童の特性配慮により、安心できる関係づくりと環境整備を進めている

・児童の安定した生活には、個別の特性や対人関係の取り方に配慮することが重要である。発達障害や情緒面での課題を抱える児童が増加傾向にあり、他児童との関係調整が課題となっている。

・特に、集団生活に苦手意識がある児童や他児童に強い影響を与える児童が入所している場合には、児童間の適切な距離の取り方や関係調整が必要となる。狭い生活空間では個室対応や空間分けが難しいが、できる限り児童が安心して過ごせる環境整備に取り組んでいる。

・利用者調査の「子ども同士の関係がうまくいくように職員は対応してくれますか」という設問に対し、「嫌なことがあったときに後で話せば対処できると教えてくれた」など、職員が児童同士の関係を丁寧に調整している様子が確認され、職員へ何でも相談できるという意見も多く見られた。

●個別支援と多職種による情報提供により、児童の保護中の不安軽減を図っている

・複雑な課題を抱える児童の入所により、一時保護期間が長期化する傾向にある。特に保護期間が2か月以上に及ぶ場合には、担当児童福祉司との連携が欠かせない。

・児童福祉施設や養育家庭へ移る児童には、生活のイメージが湧くよう具体的な話を伝えるよう努めている。必要に応じて担当児童福祉司と協力し、施設見学や施設職員との面談を設定し、移行の準備を支援している。

・職員は、定員増加や個別支援が必要な児童の増加に伴い、児童と向き合う時間が不足していると感じているが、それでも退所への不安を和らげ、児童が前向きな気持ちを保てるよう日々支援に努めている。

評価項目 6-4-2

児童相談所(相談部門)と連携し、家族等との関係構築に向けて取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童の状況、意向・希望を把握し、家族関係の調整に向け、担当児童福祉司に伝えている

評価項目 2 の講評

●相談部門との積極的な連携により、児童の安定支援を強化している

- ・相談部門との連携は、児童の安定に欠かせない業務であり、職員は情報共有と情報交換の機会を積極的に持つよう努めている。定期的に担当の児童福祉司へ児童の状況を連絡し、児童の要望を具体的に伝えることが、安定した支援に重要であると認識している。
- ・担当児童福祉司が面会に来た際には、児童の生活状況を報告し、日記を通じて児童の心情の変化も伝えている。また、児童の支援方針は児童福祉司と共有し、医療に関する判断は家族との連携が必要なため、児童福祉司を介して調整を行っている。
- ・児童と学校との関係についても児童福祉司との連携が重要であり、必要に応じて学習教材や課題の取り寄せを行っている。
- ・一方、相談部門との連携が進み、措置先への見学や施設職員とのカンファレンスなどが行えるようになっている。

評価項目 6-4-3

児童の状況に応じて、個別・集団により指導している

○×欄	標準項目	
○	1	児童同士が一緒には過ごしていても、互いに深く干渉したり、良くない関係が生じることのないよう援助している
○	2	問題行動や情緒の不安定化を未然に防ぐよう、児童に注意を払っている
○	3	集団指導の重要性を踏まえ、集団指導のポイントを理解している
○	4	個別指導については、保健所のルールに基づくとともに、児童の行動の背景を理解した上で、個々に対応している

評価項目 3 の講評

●個人情報の保護ルールにより、児童の安全と良好な関係を守っている

・一時保護所の生活ルールとして、個人情報に関する注意事項が設けられている。住所や連絡先、SNSでの個人特定情報は、退所後のトラブルを防ぐため、また他の児童を守る観点から「教えない、聞かない」というルールが定められている。

・しかし、児童が「話を控えるべき」と解釈することも多く、個人情報の取り扱いについては、影響や理由を具体的に丁寧に説明する必要がある。

・また、生活の中で不適切な関係を防ぐため、必要に応じて児童同士の距離を調整するなど、良好な関係が維持できるように配慮している。

●相談部門との連携により、児童の不安軽減と安心できる環境を提供している

・児童の不安定な様子が見られる場合には、相談部門と情報を共有し、保護期間中は細心の注意を払って観察している。問題行動や児童間のトラブルの兆しがあれば、児童の気持ちを受け止めるとともに、環境を変える、個別対応を行うなどの支援を実施し、児童のストレス軽減と安心できる環境の提供を目指している。

・具体的な支援として、気分転換のプログラムを提案したり、児童の好みに応じた活動を行う機会を設けたり、職員と個別に話せる場面を用意するなど、児童の特性に応じた対応を進めている。また、必要に応じて心理職によるコンサルテーションや管理職がスーパーバイズを行う体制も整えている。

●児童支援には各種マニュアル活用と連携強化により、職員の支援力を高めている

・職員の児童支援マニュアルとして、「一時保護所運営の手引き」や「一時保護所HANDBOOK」を活用し、集団生活の重要性と指導のポイントについて共有している。また、引き継ぎ会や観察会議を通じて支援のポイントを話し合い、職員同士が学び合う姿勢を持っている。

・新人職員には、1年間チューター職員が月ごとにスーパーバイズ的な指導を行う体制を整えている。一方で、入所期間の長期化による児童の精神的なストレス増加、発達障害や知的課題を抱える児童の増加、職員数不足や個別支援スペースの不足といった課題も抱えており、十分な支援が難しい状況となっている。

評価項目 6-4-4

児童の自立に向けて、さまざまな日常生活上の支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	基本的な生活習慣や生活知識・技術(食事マナー、言葉遣い、服装、家事等)を児童の状況・年齢に応じて身に付けられるよう支援している
○	2	児童のコミュニケーション力(人間関係構築力)が向上するよう支援を行っている
○	3	行事やスポーツ・文化活動を通じて、児童の心身を育成し、達成感、協調性、責任感、忍耐力等を養えるよう支援を行っている
○	4	子どもの状況に応じて、自立することについて児童の理解が深まるよう経済観念も含め、現実的な課題などについてわかりやすく説明している

評価項目 4 の講評

●児童の日常生活を支える基本的な生活習慣を身につけるため、日々の引き継ぎなどで丁寧な情報共有を進めている

・一時保護所では、基本的な生活習慣を身につけることが重要であるとし、朝の起床、栄養のある食事、決まった時間での就寝の大切さが伝えられている。児童の日記には、基本的な生活習慣が定着するにつれ、入所前の生活を振り返り、生活リズムの重要性を再確認する様子が記されている。一方で、「よく眠れない」「寂しさがなかなか消えない」など、集団生活への不安を感じている児童もいることが確認された。また、生活目標は、それぞれの児童が抱える課題に合わせて設定されている。

・一時保護所での支援は、複数の職員が一人の児童に対応することが多く、職員間で児童の様子や状態に関する情報を共有し、日々の引き継ぎを通じて必要な支援を実施している。

●発達障害などを抱える児童に対して、心理授業をおこなうことで、コミュニケーションスキルを高める取り組みを行っている

・近年の一時保護では、発達障害や知的障害、精神的な課題を抱える児童の入所が増加していることにより、コミュニケーション能力の不足や対人関係の構築が難しいケースが多く、支援の複雑さが増している。こうした課題に対応するため、心理職が中心となり、児童のコミュニケーションスキルの向上や対人関係を円滑に進める目的で「心理授業」を毎週開催している。

・心理授業は、生活技能訓練(SST)や感情の扱い方など、児童の興味を引く内容となるように工夫されており、児童が感情をコントロールし、他者の気持ちを理解する力を身につけることを目指している。職員は「心理授業」を通じて、児童一人ひとりが少しでも自分の感情を調整し、より良い対人関係を築くための支援を行っている。

●さまざまな外出行事や外部講師によるプログラムを実施して、生活に充実感や達成感を養えるように支援している

・単調になりがちな生活に刺激と潤いを与えるプログラムとして、年間を通して外出行事を計画している。バスハイクやスポーツ大会など多様な活動に参加することで、心と身体の両面から達成感や協調性、充実感を育む支援を行っている。

・また、外部講師による音楽やスポーツの授業では、さまざまな音楽演奏に触れたり身体を動かすことを通して、気持ちを発散できるように支援している。さらに、職員と一対一の個別外出やグループでの外出プログラムも実施し、個別のニーズに応じた支援を提供している。

・訪問時にも、少人数での動物園見学を学習の一環として実施していた。動物の生態を観察し、学びの楽しさを感じられる工夫をしていた。その他、学習活動で制作した作品を廊下に掲示し、完成した喜びや達成感を味わえる取り組みを行っている。

評価項目 6-4-5

児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	年齢や背景が異なる児童であっても、お互いに安心して生活できるよう、部屋割りや日課を工夫し、安全性や快適性に配慮したものとなっている
○	2	日常生活の過ごし方は、児童の状況・年齢等に応じて工夫している
○	3	行事やイベントの企画・準備を、児童と一緒にしている
○	4	日常生活において、児童が自主性を発揮できるよう支援を行っている
○	5	一時保護所の生活ルールは児童の意見も参考にしながら職員が随時検討し、見直しを行っている

評価項目5の講評

●児童の安定化のために居室の環境面の工夫をおこなっているが、定員超過の中では児童のストレスが大きい様子が見られた

・当一時保護所では、男女別にフロアを分け、それぞれのグループの特性に応じた日課の工夫を行っている。男子フロアでは、以前から個室がないことが課題であったが、部屋の改修により2部屋の個室を新設することができた。現在は、入所時に精神的な不安を抱える児童や感染症対策が必要な際に個室が利用されている。
 ・一方、女子フロアにはベッドのある部屋が複数あるものの、定員を超えた状況によりエキストラベッドを追加して対応している。休憩時間には各自がベッドで一人の時間を持つことができるものの、常に他の児童がいるため「落ち着かない」という意見も見受けられる。また、定員超過の影響で学齢に応じたグループでの学習も難しく、頻繁な入退所により部屋のメンバーが変わることから、児童にとってのストレスが大きい状況となっている。集団に馴染めない子どもの存在もあり、児童が一人で行動できる環境が必要になっている。

●児童は身体を動かすことや自由に過ごす時間を楽しみにしている様子が見られた

・利用や調査の「保護所で楽しいと思う活動はありますか」という設問に対し、児童からは「運動が楽しい」「フリーの時間が楽しみ」「土日のDVD鑑賞やゲームが楽しい」と答えがあり、身体を動かす活動や自由時間を楽しみにしている様子が見られた。
 ・また、授業で制作した作品が廊下に掲示されることを楽しみにしている児童や、児童同士でゲームをすることを喜ぶ児童もいる。さらに、掃除や片付け、食事の準備や洗濯物たたみといった役割にも、児童たちは積極的に参加している。
 ・一方、安全確保を優先し、現在のところ「子ども会議」といった児童の自主的な意見を発信する場は設けられていない。会議の形式にこだわらず、引き続き、児童が意見を表明する機会の充実に努めてほしい。

●児童の意見、意向を確認する多様な取り組みを進め、積極的な意向確認を行っている

・入所時、職員は児童が安心して暮らせるよう、暴力や無断外出の禁止など、重要な約束事を一人ひとりに説明している。また、保護所では生活をより快適にするため、児童の意見を反映したルールや日課の見直しも行っており、児童にはその重要性を伝えている。毎月実施される子どもアンケートも意見収集の一環で、アンケート内容が実際のルール改善に結びついた事例が掲載され、児童の意向を書く取り組みをしている。
 ・児童の意見は日常の職員との会話、意見箱、月2回の第三者委員との面談、退所時アンケートなどからも集められ、必要に応じてルールの見直しが行われている。
 ・日記には、重大なルールは明記しているが、日常生活のルールについてはさらなる浸透の工夫が求められる。

評価項目 6-4-6

児童が楽しく安心して食事ができるようにしている

○×欄	標準項目	
○	1	食事の献立は、児童の状況や嗜好に応じて工夫している
○	2	食についての関心を深めるための取り組みを行っている
○	3	食物アレルギー等の対応は、主治医等の指示に従い、事故がないよう対応を行っている
○	4	食事が楽しい時間となるよう工夫している(食事時間や雰囲気など)

評価項目 6 の講評

●児童相談センターにおける献立作成と多彩なメニューとなるように工夫が行われている

・献立は、児童相談センターの管理栄養士により作成されている。職員が毎食、児童の飲食状況を観察し、毎月の給食業務連絡会で管理栄養士に伝達することで、献立作成に反映されている。さらに、子どもアンケートの集計結果や日々の児童とのやりとりで得た意見も給食業務連絡会で共有され、献立に活かされている。
 ・また、月1回のリクエストメニューを提供し、「食事アンケート」で児童の希望を募り、その中で人気の高いメニューが提供されている。献立は季節感を重視し、イベント食も取り入れることで、児童にとっての楽しみとなっている。

●食物事故を予防するため、手順およびチェック体制をつくり、安全な食の提供を目指している

・食物アレルギーについては、細心の配慮を行い、事故を予防するために確実な情報収集を行っている。情報が不明な場合には、児童福祉司を通じて医療機関等に確認をとっている。また、アレルギー対応食が必要な児童に対しては、複数の職員によるチェック体制を整え、専用のトレーや食皿を使用することでアレルギー対応食であることを明示している。
 ・さらに、宗教上の理由で摂取する食材に制限がある児童には、別メニューにアレンジするなどの配慮を行っている。給食業者とは毎月「給食業者連絡会」を開催し、アレルギー対応に関する情報の共有や支援手順の確認を行っている。

●利用者アンケートの自由意見には、児童の「食」への関心と改善のヒントが沢山詰まっている

・今回の利用者調査では、食事に関する児童からの多くの意見が寄せられ、子どもたちの食への関心の高さが伺われた。自由意見では「カツ丼が好き」「ピーマンの肉詰めが好きが出ない」「きのこが苦手」「ガパオやカレー、オムライスが好き」「ラーメンが美味しい」など、具体的なメニューや食材に対する意見が見られた。
 ・また、「食事が美味しくてワクワクする」「ご飯が美味しく、元気が出る」など、食事の時間を楽しみにしている様子も見受けられた。
 ・一方で、「会話がな」「食事の準備に時間がかかる」「食事の席に配慮が欲しい」など、食環境に関する意見もあった。

評価項目 6-4-7

児童の健康を維持するための支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	入所もない児童の健康状態(口腔ケア、視力等)に配慮し、健康維持のための支援を行っている
○	2	健康に関して、児童からの相談に応じ、必要に応じて児童本人や担当児童福祉司等に説明をしている
○	3	児童の服薬管理に誤りがないようチェック体制の強化のしきみを整えている
○	4	児童の体調に変化があったときには、速やかに対応できる体制を整えている
○	5	日頃から医療機関と連携を図り、健康管理に活かしている
○	6	看護師と連携し、児童に保健・衛生面について理解を促している(病気や怪我、薬物に関する知識や性についての知識を教育しているなど)

評価項目 7 の講評

●安全・安心できる医療支援を進めるため、医療情報は確実にそして丁寧に収集することを心がけている

・入所時のインテーク面接には、必要に応じて看護師が同席し、担当の児童福祉司から医療情報を確認するとともに、児童本人からの聞き取りも行っている。夜間や緊急の入所で情報が不足している場合は、服薬やアレルギーなどの重要な情報について、児童福祉司などに確認を行い、確実な情報収集に努めている。

・健康状態の把握に関しては、病歴(精神科を含む)・服薬・アレルギーの確認のほか、身体各部の怪我の有無、口腔内の虫歯、性感染症などの確認も行っている。収集した医療情報は職員間で共有し、支援内容を引き継ぐ際には、個別の支援手順についても周知し、徹底したサポート体制を整えている。

●安全に服薬支援が実施できるように個別服薬手順に則り支援している

・毎週、非常勤医師が児童の診察を行っており、歯科衛生士は毎月歯磨き指導を実施している。通院が必要な児童については、担当の児童福祉司が通院に同行し、継続的な医療が受けられるよう支援している。

・服薬が必要な児童も多く、看護職が中心となって服薬マニュアルを作成し、配薬から服薬に至るまでの個別支援手順を定めている。投薬時には、複数の職員による薬のチェックを徹底し、誤投薬などの事故防止に努めている。また、食事時の服薬は福祉職が主導し、児童の目の前で確認を行う体制を取っている。

・ヒヤリハット事例に該当する事象が発生した場合には、速やかに引き継ぎを行い、情報を共有している。

●少ない看護職が、服薬支援、通院支援、感染症対応、医務事務などに対応している状態である

・看護職は平日日中の対応を中心に行っており、土日祝日は福祉職が医療面の対応を担っている。定員を超える児童数を考慮すると、看護職の人数が不足していると考えられる。

・今年度の夏から秋にかけて、マイコプラズマなどに感染する児童が多く、職員がその対応に追われる状況が続いている。訪問時にも、感染した児童が静養している様子が見られた。個室が少なく、複数の児童が生活を共にする環境では、感染が拡大しやすく、感染症対応に苦慮している様子が伺える。

・また、男女でフロアが分かれている中で医務室が一方のフロアにしかなく、一人の看護職が通院対応に出る際には、残る看護職が忙しくフロアを移動して対応しなければならない状況も生じている。

評価項目 6-4-8

児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が心の悩みや不安を相談できるよう工夫している
○	2	児童の抱える問題に応じて、心理的ケアが必要な場合は、関係職員・担当児童福祉司・担当児童心理司等と連携をとって、支援を行っている
○	3	一時保護所での生活における児童の行動上の問題について、関係のある児童も含めて対応している
○	4	児童が自分の課題に向き合えるよう、個別の状況に応じた支援を行っている

評価項目 8 の講評

●児童の安心と信頼を支えるため、担当職員のみならずと専門職も児童に積極的に声掛けを行っている

・児童の個別担当制を導入し、児童が職員と面談や相談がしやすい体制を整えている。職員は積極的に声掛けを行い、看護職、学習担当職員、心理職などの専門職も、それぞれの場面で児童との信頼関係を築き、不安や悩みに寄り添う努力をしている。
 ・こうした取り組みにより、児童からは「職員が話を聞いてくれる」「何かあれば助けてくれそう」という肯定的な意見も多く聞かれる。一方で、「話せない」「いつも忙しそうで話す機会がない」など、職員が多忙なため、十分に児童と向き合えていない状況も一部で見受けられ、児童とじっくり対応できない様子も窺われた。

●児童の心理的支援を支えるため入所後の心理面接と継続ケアを実施している

・入所後1週間目に心理職は児童に対して「入所後心理面接」を実施し、内容を「面接シート」に記録している。面接シートには、①面接の様子、②食事、③睡眠、④体調、⑤勉強、⑥対人関係、⑦自分の性格、⑧困っていることや心配や不安なこと、という項目に沿って記録されている。
 ・記録からは、「入所後の不安や心配」といった入所初期の心理状態について、児童が心理職に相談している様子が見受けられる。特に、入所の理由や家族との関係、今後の生活についての相談が多く、児童が抱える心配や不安に丁寧に対応している。
 ・また、児童相談所の児童心理司からの依頼に基づき「心理ケア」を実施しているほか、児童担当の福祉職からの相談に応じて心理職が個別の心理ケアを行っている。継続的な心理ケア(心理面接)は、児童の心理的な相談先としての支援体制が機能している。

●児童の心の成長を促す「心理授業」が行われ、社会性の向上及び心のサポートに取り組んでいる

・心理職による「心理授業」が週1回、男女別に実施されている。授業内容は、対人関係のスキル、社会人としてのマナー、怒りのコントロール、トラウマへの対応など、分かりやすい授業が工夫されている。
 ・心理授業は、①自己紹介と内容の説明、②ウォーミングアップ、③心理授業本編という流れで進行する。ウォーミングアップでは、リラックスや気分転換のスキルも取り入れ、表情カードを使った「絵カードと気持ちの理解」を深める活動が行われている。
 ・参加に消極的な児童もいるが、曼荼羅の塗り絵などを行うと、普段賑やかな男子が集中して取り組む様子も見られ、児童にとって刺激的で新しい体験となっている。
 ・また、入所時には児童にぬいぐるみの貸し出しを行っており、児童と一緒に気に入りのぬいぐるみを選ぶことで、寝る前の安らぎや楽しみの時間を提供している。

評価項目 6-4-9

学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	基礎学力の向上・学習習慣獲得のための支援を行っている
○	2	児童の意欲・意思や能力に応じた学習教材を活用している
○	3	進路は、児童の意向や適性に応じて選択・決定できるよう、担当児童福祉司と連携して、支援を行っている
○	4	原則として、一時保護により通学できない状況にあっても、学習担当職員と福祉職員が連携を図り、児童が学習習慣を損なわないよう学習指導を行っている
	5	義務教育終了児や受験をめざす児童等には特別のプログラムを実施している
	6	個別に必要な時期・状況で、自立に向けての適切な支援を行っている

評価項目 9 の講評

●学習進捗調査を行い、児童の学力および学習特性を把握した支援に取り組んでいる

・入所した児童には個別に学習進捗調査を実施し、学力や学習面での特性を把握している。この調査結果は、児童のレベルに合った学習プリントの作成や、個別学習支援に活かされている。
 ・学習は集団授業、グループ授業、個別授業に分けて実施しているが、定員超過のため学年別や教科別の部屋が確保できない状況が課題となっている。さらに、基礎学力の不足、発達課題、多動など児童の特性が多岐にわたり、個別対応が多くなる傾向がある。
 ・また、広いフロアでの学習環境では、周囲の音や動きが気になるため、「集中しにくい」「周りがうるさい」という児童の意見も見られ、学習の集中を妨げる要因となっている。

●利用者調査では、学習に対する児童の期待と関心の高さを感ずることができた

・今年度の利用者調査では、食事に並んで学習に関する自由意見が多数寄せられ、児童の学習への関心の高さが伺われた。自由意見には、「進捗調査をしてくれて、自分に合うようにしてくれて分かりやすい」「小学生の授業は面白い、心理授業はいい」「学校で覚えられないことをやっている」「丁寧に教えてくれる」など、具体的で肯定的な意見が見られた。
 ・その一方で、「もっとレベルを上げてほしい」「学習の時間が長くてしんどい」といった要望も出ている。
 ・また、学習とは違った体験授業として外部講師を定期的に招き、体育や音楽・美術の授業を行っている。今年度は、体育系として男子はボクササイズ、女子はズンバに取り組み、音楽の授業では楽器の生演奏を聴く機会を提供し、児童にとって楽しい時間となっている。

●多様な学習支援体制をとり、児童の個別ニーズに応えるように取り組んでいる

・入所している児童の中には、中学卒業後に学校に通っていない児童や、受験を予定している児童もいる。こうした児童には、資格試験の勉強やパソコン操作の時間を提供することや受験対策として過去問題集を使った学習や、個別に対応した学習指導も実施している。
 ・また、新型コロナウイルスの影響で一時中断していた学習ボランティアも、今年度から再開することができた。さらに、家庭教師の派遣による個別学習の対応や、タブレットを使った学習、映像を使った授業、校外学習、メダカの飼育など、多様な学習スタイルも取り入れている。
 ・また、授業で制作した作品を廊下に展示することを楽しみにしている児童も多く、みんなで制作に取り組む達成感を感ずている様子が見られた。

評価項目 6-4-10

地域との連携をもとに児童の生活の幅を広げるための取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	地域の情報を収集し、一時保護所における児童の生活が充実できるよう、それらを活用している
○	2	ボランティアの参加を呼びかける等、児童が職員以外の人と交流できる機会を確保している

評価項目 10 の講評

●地域情報を収集して積極的に地域資源の活用を進め、児童の社会体験の場を提供している

・地域で利用できる社会資源の情報を常に収集し、一時保護所内では提供できない体験ができないかを検討している。気分転換を目的として、少人数のグループや職員と児童の一対一で、近隣の公園へ散策に出かけ、リラックスできる時間を持つようにしている。また、近隣の図書館にも出向き、児童が自分の好きな本を借りる機会を設けている。
・さらに、近隣の市民センターや体育館でスポーツ大会を開催することもある。今後、地域のイベントにも参加したいと考えている。

●地域に支えられる一時保護所として何らかの形で地域貢献できることを検討している

・新型コロナの影響が残り、地域との交流が滞っている状態が継続しており、再開の見通しは立っていない。今年度も感染症が流行する時期があり、地域交流は依然として難しい状況が続いている。
・ボランティアに関しては、かつて交流のあった学習ボランティア団体の活動が再開されたが、参加人数は少ない状態である。
・保護所としては、これまで築いてきた地域の理解と協力の歴史を重視し、地域社会に貢献できる役割を担いたいと考えており、そのための具体的なプランを検討している。

サブカテゴリー 5 個人の尊厳の尊重とプライバシーの保護

評価項目 6-5-1

サービスの実施にあたり、児童の権利を守り、個人の意思を尊重している

○×欄	標準項目	
○	1	児童の基本的人権について、日常生活の中でわかりやすく説明している
○	2	児童一人ひとりの思い(価値観も含む)や成育歴を踏まえて支援を行っている
○	3	児童の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している
○	4	虐待被害にあった児童の場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている
○	5	一時保護所内の児童間の暴力・いじめ等が行われることがないよう組織的に予防・再発防止を徹底している
○	6	児童の安全確保等のため、行動に一定の制限を行う必要がある場合は、組織的・計画的に実施し、定期的に検証を行っている

評価項目 6-5-2

児童のプライバシー保護を徹底している

○×欄	標準項目	
○	1	担当児童相談所と連携し、児童に関する情報(事項)を外部とやり取りする必要がある場合には、児童や保護者の同意を得るようにしている
○	2	居室への職員の出入り等、日常の支援の中で、児童のプライバシーに配慮した支援を行っている
○	3	児童の羞恥心に配慮した支援を行っている

サブカテゴリー 5 の講評

●児童の権利と安全を考え、個人情報および通信の制限を行っているが、柔軟で児童の要望に応える取り組みも期待する

- ・入所時の面接において、担当の児童福祉司などから「一人ひとりの児童には守られるべき権利があり、他の人（児童）の権利も尊重すること」を説明している。
- ・また、一時保護所はさまざまな事情で入所した児童が共同で生活する場所であるため、住所やSNSのアドレスなど、個人を特定できる情報は「聞かない、話さない」ことも伝えている。
- ・一方で、保護所の日課は集団行動が多いため、自由な活動に制限を感じる児童もいる。児童からは「スマホを使いたい」「友達と連絡をとりたい」「手紙を出したい」といった意見も挙がっている。

●職員体制の若返りにより、児童対応に活気と親しみが生まれる支援が行われている

- ・職員体制が若返ったことで、施設全体に活気があり、明るい雰囲気を感じる。児童への対応も、集団指導だけでなく個性を尊重した取り組みが進み、児童からも親しみのある対応が伝わっている様子が見られる。
- ・一方、個室がない環境はプライバシーが確保されないだけでなく、一人になれる時間や好きなことを一人で楽しむスペースが不足している。具体的には、ベッドに私物を持ち込めない、複数人で楽しめるゲームが少ない、児童同士だけで自由に会話する時間がないなど、安全性の確保やトラブル防止を優先した支援が行われている。
- ・そうした中でも男子フロアでは、対戦ゲームを導入するなど、工夫を始めている。

●職員のサポート体制により、児童が安心して生活できる環境を実現している

- ・児童間でのトラブルやいじめが起きないように、職員は「暴力やいじめを防ぐための支援」を行っていることを児童に伝えている。児童の意見には「いじめはない」「喧嘩はあるが、職員が助けてくれる」「嫌なことは起きていない」といった声があり、安心して生活している様子が窺える。
- ・また、職員も児童対応や支援を複数人で行うことが多く、多くの目で見守り、適切な支援を提供できる体制を整えている。職員間で気になる点があれば相互にフォローし合い、支援においても連携・協力体制を作るようにしている。
- ・職員調査の自由意見からも、「相互にサポートできる」「職員間のコミュニケーションが良い」「相談しやすい職場」など、風通しの良い職場環境が児童を尊重する支援に結びついている様子が感じられる。

サブカテゴリー 6 事業所業務の標準化

評価項目 6-6-1

手引書等を整備し、一時保護所業務の標準化を図るための取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	手引書(基準書、手順書、マニュアル、タイムスケジュール等)で、一時保護所が提供している支援の基本事項や手順等を明確にしている
○	2	職員はわからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している
○	3	提供しているサービスが定められた基本事項や手順に沿っているかどうかを点検している

評価項目 6-6-2

さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

○×欄	標準項目	
○	1	打ち合わせや会議等の機会を通じて、支援内容や支援方法の手順等が職員全体に行き渡るようにしている
○	2	職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している
○	3	職員一人ひとりの支援内容や支援方法について、指導者が助言・指導している
○	4	職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている
○	5	職員全体が、子どもの安全性に配慮した支援ができるようにしている

評価項目 6-6-3

サービスの向上を目指して、一時保護所の標準的な業務水準を見直す取組をしている

○×欄	標準項目	
○	1	提供している支援内容や支援方法の手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている
○	2	提供している支援内容や支援方法の手順等の見直しにあたり、児童や職員、児童福祉司等からの意見や提案を反映するようにしている
○	3	職員一人ひとりが工夫・改善した支援内容や支援方法事例などをもとに、手順等の改善に取り組んでいる
○	4	支援内容や支援方法を見直す仕組みができている(職員の会議・リーダー会・サービス向上委員会など)

サブカテゴリー 6 の講評

●包括的な支援マニュアルの整備により、児童支援の一貫性を実現している

・児童支援においては、「児童相談所運営の手引き」や「一時保護所HANDBOOK」など、包括的な保護所運営手引きや支援マニュアルが整備されている。また、当保護所独自の「保護所指導業務マニュアル」(男女別)も作成しており、必要な「児童の日課と職員の動き」「児童指導および事務処理上の確認事項」に分けて明示している。
 ・このマニュアルは公務室に置かれ、職員がいつでも閲覧できるようにしているほか、パソコンの共有フォルダにも保存され、日々の記録作成や確認の際に参照されている。
 ・一方で、マニュアルの内容や手順について検討や議論する機会は少なく、児童の特性に応じた変更がなされることも限られている。業務の多忙さがあるものの、現場で実際に活用できるマニュアル運用の議論を深める取り組みが期待される。

●日々の包括的な業務引継ぎと支援体制により、円滑な児童支援を実現している

・業務の引継ぎは毎日行われ、業務内容の変更や児童支援に関する包括的な引継ぎが実施されている。男女フロアごとに朝夕の引継ぎ時間を設け、管理職、福祉職、心理職、学習指導職員、看護職も参加して情報の共有を行っている。
 ・支援内容に変更が生じた場合には、全職員にメールで周知され、迅速な対応が図られている。また、管理職やベテラン職員による新人職員へのOJTが行われ、新人職員にはチューター職員が付き、指導目標に基づいた個別指導が提供されている。さらに、スーパーバイザーとして保護担当課長代理がその役割を果たし、心理指導担当課長代理もスーパービジョンを通じて職員のサポートを進めている。
 ・しかし、男女別のフロアに分かれているため、全体での会議が難しいという課題もあり、より円滑な情報共有のための工夫に取り組んでいる。

●役割分担と民主的なリーダーシップにより、前向きで相談しやすい職場環境を実現している

・職員は、新人職員も含めて業務分担を持ち、保護所運営に積極的に関わっている。職員は積極的にその役割を果たし、保護所の運営に主体的に参加している。
 ・また、リーダー層のリーダーシップは民主的に行われており、職員からは「支援に迷った際に上司に相談しやすい」環境が評価されている。
 ・さらに、「失敗しても課題を共に考えてくれる」「職場の雰囲気が良く、職員同士が相互に尊重し合って働ける」といった職場環境への評価も多く、多くの職員から寄せられている。
 ・児童数が定員を超えており、児童も職員もストレスの多い状況にあるが、職員は明るく前向きな職場を築こうと努力する姿勢を持ち、職員間の協力と支え合いが感じられる環境となっている。

事業所が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	6-2-2	一時保護所入所にあたり児童に説明し、理解を得ている
タイトル①	●次の生活環境へスムーズに移行できるよう、丁寧なアセスメントと関係機関との連携を強化している	
内容①	・一時保護所の役割は、児童が次の生活環境に移行するまでの間に、丁寧なアセスメントを行うことであると認識し、児童相談所や関係機関との連携を強化している。今年度は、児童福祉施設に移行予定の児童について、関係機関と連携し、入所前のカンファレンスをオンラインで開催することができた。 ・新しい環境での生活は、児童にとって多くの不安を伴うため、施設間での情報共有や丁寧な引継ぎ、支援目標の確認が特に重要である。 ・こうしたカンファレンスのほかにも、児童福祉施設入所が想定される場合には、入所先の職員と児童との面接を行い、児童が新しい環境に向けて心の準備ができるよう取り組んでいる。	

事業所が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	6-4-8	児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている
タイトル②	●児童のソーシャルスキル向上を目指し、興味を引き出す心理教育を実施している	
内容②	・児童のソーシャルスキルや心理・社会スキルの向上を目指し、毎週「心理教育」授業が心理職によって実施されている。この授業では、丁寧な導入や児童の関心を高める工夫がなされ、イラストや資料を使った教材も活用している。児童が自然と興味を持てるよう、毎回さまざまな工夫が取り入れられている。 ・たとえば、集中が続かない男子児童に曼荼羅の塗り絵を提供した際には、ざわついていた児童が静かに作業に取り組む様子が見られた。児童からも「心理授業が楽しい」という声があり、自分の心の様子や対人関係の改善に関心を示していることが感じられる。 ・今後も児童の成長を支える楽しい「心理教育」が期待されている。	

事業所が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	6-4-9	学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる
タイトル③	●児童のニーズや特性に応じた柔軟な授業に取り組み、児童の興味関心を引き出す工夫を行なっている	
内容③	・近年、入所する児童の多くが学習の遅れや発達障がい、知的障がい、さらには精神面での不安定さを抱えている傾向が見られる。このような背景に加えて、定員を超える児童の受け入れが続くことにより、安定した学習環境を保つことが困難な状況が生じている。 ・しかしながら、すべての入所児童に対して学習進捗の調査を行い、一人ひとりのニーズに応じた学習支援を実現すべく、学習担当職員と福祉職が連携して支援を実施している。 ・具体的には、児童の進捗に応じたプリント教材や、学習アプリを活用したタブレット学習、学習ボランティアおよび家庭教師の派遣による個別学習の機会を提供している。また、資格試験対策やパソコンスキルの習得を目的とした特別授業も実施し、児童の興味や関心を引き出す工夫を重ねている。	

37

更なる改善が望まれる点

1	タイトル 内容	●児童のアセスメント情報を観察会議で検討され児童票にまとめられているが、観察会議の情報共有の工夫が求められる ・児童にはそれぞれ担当の福祉職がつき、一時保護期間を通して収集した児童に関するアセスメント情報を整理し、観察会議を経て「児童票」にまとめている。 ・担当職員は看護や学習、心理などの専門職によるアセスメント結果を参考にしつつ、保護期間中の児童の状況や課題、一時保護所での支援の評価を総合的にまとめ、観察会議で発表する。 ・その際、会議に参加する職員からの評価やコンサルタントを受け、より良い児童票作成につなげている。 ・一方、観察会議は、担当職員が収集したアセスメント結果の報告や評価を行う場であるが、会議の記録が残されていないため、重要な話し合いの内容を他の職員が共有できない点が残念である。担当職員が作成したアセスメントの結果や、会議での検討内容の要点だけでも共有できる工夫が求められる。
2	タイトル 内容	●職員の懸命の努力が報われ、一時保護所が働く職員を通して権利を侵害された児童に安全と安心を提供するための環境の整備を、強く、求める ・当保護所は、数年のうちに建て替える計画となっている。現在は、1Fと2Fに男女が分かれて保護されており、老朽化した建物を一部改修を重ねながら使用している。 ・定員超過の常態化や保護の長期化もあって、廊下に勉強机を置いたり、3人定員の部屋に4～5人が入るなど、当一時保護所の居住環境は依然、厳しい。児童のみならず職員の安全確保にとっても日々緊張を強いられる住環境と言わざるを得ない。 ・こうした中でも、一人ひとりの子どもの状況の共有や望ましい対応を話し合い、児童福祉司への橋渡しの役割を認識して、個別支援にも積極的に取り組んでいる。職員の懸命な努力が報われ、一時保護所が働く職員を通して、権利を侵害された児童に安全と安心を提供するための環境の整備を、強く、求める。
3	タイトル 内容	●予防的対応に高めていくには、様々な安全上の課題が発生する一時保護所において、安全確保に体系的に取り組む体制、進行管理の仕組みが必要である ・一時保護所の理念、今年度の事業計画の重点目標には、「安心・安全を実感できる生活の確保を図る」とし、更に「保護課の機能強化」の記載には、「不適応行動に対する背景の心理的な理解、適切な支援」、「無断外出や粗暴行為に対する関係機関との連携」「アレルギーや服薬管理についての情報収集と点検確認の徹底」等の切実な課題を明示している。 ・一方、計画の実行を担う一時保護所としての組織体制・役割は係分担表であるが、係業務は日課遂行をベースとしているため、中長期的な重点課題には必ずしも対応していないように見える。 ・ヒヤリハットや事故報告書は徹底しているが、定員超過等の状況が厳しい中、より予防的対応に高めていくには、様々な安全上の課題が発生する一時保護所において、安全確保に体系的に取り組む体制、進行管理の仕組みの強化が必要である。